

船舶所有者の
皆さまへ

令和4年3月分からの

保険料率のお知らせ



介護保険第2号被保険者に該当しない方

【一般保険料率】

令和4年2月分まで

10.65%



令和4年3月分から

10.75%

船舶所有者負担分 **6.10%**
(疾病保険料率+災害福祉保険料率)

船舶所有者負担分 **6.10%**
(疾病保険料率+災害福祉保険料率)

被保険者負担分 **4.55%**
(疾病保険料率)



被保険者負担分 **4.65%**
(疾病保険料率)

船員保険の保険料率は、経過的に被保険者の保険料負担を軽減する措置をおこなっていますが、令和4年度からその措置が段階的に縮小されます。

そのため令和4年度の保険料負担軽減率は、これまでの0.5%から0.4%に縮小されることから、ご負担が0.1%増加します。

※一般保険料率は、疾病保険料率（船舶所有者と被保険者で折半）と災害保健福祉保険料率（船舶所有者負担）で構成されています。

介護保険第2号被保険者に該当する方

(40歳以上65歳未満の方)

【介護保険料率】

令和4年2月分まで

1.92%



令和4年3月分から

1.54%

介護保険第2号被保険者に該当する方の保険料率は、一般保険料率と介護保険料率を合計した**12.29%**（一般10.75%+介護1.54%）となります。

※介護保険料は船舶所有者と被保険者の折半となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

令和4年4月からの**疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限**は、**引き続き44万円**です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、令和4年4月分保険料（令和4年4月11日納付期限）以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。

介護保険第2号被保険者に
該当しない方

10.03%

介護保険第2号被保険者に
該当する方

11.57%

(一般10.03%+介護1.54%)

日本年金機構・全国健康保険協会船員保険部

(<https://www.nenkin.go.jp>) (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>)

